

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

条 例

○福島県核燃料税条例	一	○福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	六
○県議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	二	○福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例	七
○地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	三	○福島県営住宅等条例の一部を改正する条例	七
○福島県緊急医師確保修学資金貸与条例	三	○福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	八
○福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	五	○福島県租税特別措置法施行条例の一部を改正する条例	九
○福島県公害紛争処理条例の一部を改正する条例	六	○福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	十
○福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例	六	○福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例	十

条 例

福島県核燃料税条例、県議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例、福島県緊急医師確保修学資金貸与条例、福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例、福島県公害紛争処理条例の一部を改正する条例、福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県租税特別措置法施行条例の一部を改正する条例、福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例及び福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県条例第六十八号

福島県核燃料税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四第三項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 発電用原子炉 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第四号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- 二 核燃料 原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用することができる形状又は組成のものをいう。
- 三 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- 四 重量割 核燃料の重量を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

第三条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除くほか、福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の定めるところによる。

(納税義務者等)

第四条 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に価額割額及び重量割額の合算額によつて課する。

2 前項の核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- 一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十九条第一項の規定により経済産業大臣が行う使用前検査のすべてに合格した日
- 二 発電用原子炉について電気事業法第五十四条第一項の規定により経済産業大臣が行う定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日
- 三 前二号に掲げる場合を除き、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(課税標準)

第五条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料につき既に核燃料税が課され、又は課されるべきであつたものを除く。以下この項において同じ。）の価額とし、重量割にあつては当該核燃料の重量とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

第六条 核燃料税の税率は、価額割にあつては百分の十とし、重量割にあつては一キログラムにつき一万円とする。

第七条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。
（申告納付の手続等）

第八条 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して二月（第四条第二項第一号に掲げる場合にあつては、三月）を経過する日の属する月の末日までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課される核燃料税に関する次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書により納付しなければならない。

- 一 納税義務者の名称及び住所
- 二 核燃料税の課税標準及び税額
- 三 核燃料の挿入のあつた原子炉の設置場所及び原子炉名
- 四 核燃料の発電用原子炉への挿入年月日
- 五 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定により申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書により納付しなければならない。

（更正、決定等に関する通知）

第九条 法第二百七十六条第四項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第二百七十八条第五項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第二百七十九条第四項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

（不足税額等の納付）

第十条 前条の通知書により通知を受けた者は、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）があるときは、規則で定めるところにより、当該不足税額並びに当該不足税額に対する延滞金額及び過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに、納付書により納付しなければならない。

（地方振興局の長に対する知事の権限の委任の特例等）

第十一条 核燃料税の賦課徴収については、福島県税条例第三条第一号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税

と、同条例第七条第一項中「四 大規模の償却資産の指定及び価格の決定に関する事項」とあるのは「四 大規模の償却資産の指定及び価格の決定に関する事項」とあるのは「四 大規模の償却資産の指定及び価格の決定に関する事項」とあるのは「五 核燃料税の賦課徴収に関する事項」と、同条例第九条第二項中「九 固定資産税 大規模の償却資産の所在地」とあるのは「九 固定資産税 大規模の償却資産の所在地」と、同条例第十条中「その他の書類」とあるのは「その他の書類（核燃料税に係るものを除く。）」とする。

（委任）

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における発電用原子炉への核燃料の挿入について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

（重量割の税率の特例）

3 重量割の税率は、第六条の規定にかかわらず、当分の間、一キログラムにつき八千円とする。

（この条例の失効）

4 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

5 この条例は、施行日からこの条例の失効の日の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入に対して課した、又は課すべきであつた核燃料税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

（財務領域税務企画グループ）

福島県条例第六十九号

県議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員の報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

区 分	旅 費 額
	会議又は委員会に出席した日（以下「参会した日」という。）

招 集 日 額		<p>一日につき 三、三〇〇円</p> <p>議長、副議長又は議員の住所地と議事堂の所在地との間の合理的と認められる通常の経路による往復の旅行をするものとした場合における次に掲げる旅行の種類に区分に応じそれぞれ次に定める額に、参会した日の日数を乗じて得た額</p> <p>(一) 陸路旅行（鉄道旅行を除く。） 路程一キロメートルにつき二十五円。ただし、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を利用する区間（以下「バス利用区間」という。）に係る交通費については、当該バス利用区間に係る通常の運賃に相当する額とし、高速自動車国道等の有料の道路を利用する区間（バス利用区間を除く。）に係る交通費については、当該有料の道路を利用する区間に係る通常の料金に相当する額を加えた額とする。</p> <p>(二) 鉄道旅行 旅客運賃及び急行料金（特別急行列車を利用する場合にあつては、座席の確保に係る料金に相当する額を減じた額）に相当する額</p>
加算額	<p>交通費</p> <p>住所地在福島市の区域内にない議長、副議長又は議員が参会した日に福島市の区域内に宿泊した日一日につき 一四、九〇〇円</p> <p>宿泊料</p>	

備考

- 1 参会した日には、会議又は委員会が開催されない日（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）に議案の調査のために登庁した日を含む。
 - 2 住所地が福島市の区域内にない議長、副議長又は議員が参会した日に福島市の区域内に宿泊した場合には、必要に応じて交通費を減額するものとする。
 - 3 公用の自動車を利用して旅行する場合には、その利用する区間に係る交通費は、支給しない。
- 附 則**
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 改正後の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（人事領域人事グループ）

福島県条例第七十号

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

- （職員の給与に関する条例の一部改正）
- 第一条** 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。
- 第十二条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。
- 第二条** 職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。
- 第一条及び第六条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。
- （一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
- 第三条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。
- 第五条第三項第三号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。
- 附 則**
- この条例は、公布の日から施行する。
- （人事領域人事グループ）

福島県条例第七十一号

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例

（目的）

- 第一条** この条例は、公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学（以下「医科大学」という。）の医学部に在学する者であつて、将来県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとするものに対し、修学に必要な資金を貸与することにより、医師の確保を図ることを目的とする。
- （修学資金の貸与契約）

- 第二条** 知事は、医科大学の医学部に在学する者であつて、将来県内に存する県、市町村又は地方公共団体の組合が設置する病院又は診療所その他規則で定める機関（以下「公的医療機関等」という。）に医師として勤務しようとするものの申請により、その者に福島県緊急医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

（修学資金の種類、額及び貸与の方法）

- 第三条** 修学資金の種類は、第一種貸与及び第二種貸与とする。

- 2 修学資金の額は、第一種貸与にあつては月額二十万五千円、第二種貸与にあつては月額十万円とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、医科大学に入学した日の属する月の修学資金の額は、当該入学に係る入学金に相当する額を加算した額とすることができる。

- 4 修学資金は、前条の規定により締結した契約（以下「契約」という。）に定められ

た月から当該契約の相手方が医科大学を卒業する日の属する月までの間（正規の修業年限に相当する期間に限る。）毎月一分ずつ貸与するものとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、数月分を併せて貸与することができる。（保証人）

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならぬ。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

（契約の解除及び貸与の休止）

第五条 知事は、契約の相手方が医科大学に在学している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
 - 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
 - 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
 - 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - 五 死亡したとき。
 - 六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 知事は、契約の相手方が医科大学に在学している場合において、休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該契約の相手方が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

（返還債務の当然免除）

第六条 知事は、被貸与者が、医科大学を卒業した後二年以内に医師となり、かつ、医師となつた後直ちに臨床研修（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）に従事し、その後継続して後期研修（臨床研修を修了した者等が受ける医師の専門性に関する研修をいう。以下同じ。）又は公的医療機関等の医師（非常勤の者及び臨床研修又は後期研修に従事している者を除く。以下同じ。）としての勤務（以下「後期研修等」という。）に従事している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部（履行期が到来していないものに限る。）を免除するものとする。

一 第一種貸与に係る被貸与者にあつては、公的医療機関等の医師としての勤務に従事した期間及び医科大学に置かれた附属病院その他知事が認める機関で後期研修に従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかつた期間を除いた期間（以下「従事期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間（前条第二項の規定により修学資金の貸与が行われなかつた期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合には、一年とする。以下同じ。）の二分の三に

相当する期間に達したとき。

二 第二種貸与に係る被貸与者にあつては、従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に達したとき。

三 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

2 前項第一号に規定する後期研修に従事する期間は、休職、停職、育児休業その他の事由により後期研修に従事しなかつた期間を除き、四年を限度とする。

（返還）

第七条 被貸与者は、前条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならぬ。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

- 一 第五条第一項の規定により契約が解除されたとき。
- 二 医師となつた後直ちに臨床研修に従事しなかつたとき。
- 三 医師となつた後直ちに臨床研修に従事した場合において、その後継続して後期研修等に従事しなかつたとき。
- 四 医師となつた後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、後期研修等に従事しなかつたとき（次号に掲げる場合を除く。）。
- 五 医師となつた後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、最初に臨床研修に従事した日から、次のア及びイに掲げる修学資金の被貸与者の区分に応じ当該ア又はイに定める期間に育児休業の期間その他知事が認める期間を加えた期間を経過したとき。

ア 第一種貸与に係る被貸与者 十一年

イ 第二種貸与に係る被貸与者 八年

- 六 医科大学を卒業した後死亡したとき。
- 七 医科大学を卒業した後二年以内に医師とならなかつたとき。
- 2 前項の利息の額は、当該修学資金の交付を受けた日から最後に修学資金の交付を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年十パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 前項に規定する利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。
- 4 前二項の規定により計算した利息の額が百円未満であるときは、利息を徴収しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（返還債務の裁量免除）

第八条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、返還債務（履行期が到来していないものに限る。以下この条において同じ。）について当該各号に定める額を免除することができる。

一 前条第一項第四号又は第五号に該当するに至つたことにより同項の規定による返

還をすることとなる。第一種貸与に係る被貸与者にあつては返還債務の額に当該従事期間を修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額、第二種貸与に係る被貸与者にあつては返還債務の額に当該従事期間を修学資金の貸与を受けた期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額。

二 前条第一項の規定による返還をすることとなる場合において、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき。返還債務の全部又は一部に相当する額

(返還債務の履行猶予)

第九条 知事は、被貸与者に災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、知事が必要と認める期間、返還債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

第十条 被貸与者が、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 第七条第三項及び第四項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(福島県立病院医師研修資金貸与条例の一部改正)

2 福島県立病院医師研修資金貸与条例(平成十八年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 福島県緊急医師確保修学資金貸与条例(平成十九年福島県条例第七十一号) 第二条に規定する福島県緊急医師確保修学資金

(文書管財領域公立大学法人グループ)

福島県条例第七十二号

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例(平成六年福島県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に改める。

第一条中「第四百四十一条第八項」の下に、「第四百四十二条第十一項」を、「使用」の

下に、「法第四百四十二条第一項第三号のビラの作成」を加える。

第九条を第十二条とする。

第八条中「第六条各号」を「第九条各号」に改め、同条を第十一条とする。

第七条を第十条とし、第六条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

(ビラの作成の公営)

第六条 候補者(福島県知事の選挙における候補者に限る。第八条において同じ。)は、次の各号に掲げる第一条のビラの作成枚数の区分に応じ当該各号に定める金額に同条のビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数(福島県知事の選挙の一部無効による再選挙の場合にあつては、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号) 第三百二十二条の四第一項の表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じ同表法第四百四十二条第一項第二号又は第三号のビラの数の項の当該下欄に定める枚数。以下この条及び第八条において「特定枚数」という。)を乗じて得た金額の範囲内で、第一条のビラを無料で作成することができる。この場合においては、第一条ただし書の規定を準用する。

一 五万枚以下 七円三十銭

二 五万枚超 四円八十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十六万

五千円を加えた金額を作成枚数(当該作成枚数が特定枚数を超える場合には、特定

枚数)で除して得た金額(その金額に一銭未満の端数が生じたときは、その端数は、

一銭とする。)

(ビラの作成の契約締結の届出)

第七条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間に

いて同条のビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その

旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成に係る公費の支払)

第八条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づ

き当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契

約に基づき作成された同条に規定するビラの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、

第六条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に

定める金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて特定枚数の範囲内のもので

あることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委

員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、同条後段において準用する第二

条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者から

の請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条

例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示さ

れる選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、

なお従前の例による。

(市町村領域市町村行政グループ)

福島県条例第七十三号

福島県公害紛争処理条例の一部を改正する条例

福島県公害紛争処理条例(昭和四十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境保全領域大気環境グループ)

福島県条例第七十四号

福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例

福島県温泉法施行条例(平成十二年福島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名 称	金 額
一 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号。以下「法」という。)第三条第一項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請者	土地掘削許可申請手数料	一件につき十二万二千 百円
二 法第六条第一項の規定に基づく土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認を受けようとする者	土地掘削許可法人の合併又は分割承認申請手数料	一件につき七千四百円
三 法第七条第一項の規定に基づく土地の掘削の許可を受け	土地掘削許可者の相続人の事業継続承認申請	一件につき七千四百円

た者の相続による事業の継続の承認の申請者
手数料

四 法第十一条第一項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請者
ゆう出路増掘又は動力装置の許可申請手数料
一件につき十万二千
百円

五 法第十一条第二項において準用する法第六条第一項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認を受けようとする者
ゆう出路増掘又は動力装置の許可者の相続人の事業継続承認申請手数料
一件につき七千四百円

六 法第十一条第二項において準用する法第七条第一項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の相続による事業の継続の承認の申請者
ゆう出路増掘又は動力装置の許可者の相続人の事業継続承認申請手数料
一件につき七千四百円

七 法第十五条第一項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請者
温泉利用許可申請手数料
一件につき三万二千
四百円

八 法第十六条第一項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認を受けようとする者
温泉利用許可法人の合併又は分割承認申請手数料
一件につき七千四百円

九 法第十七条第一項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の相続による事業の継続の承認の申請者
温泉利用許可者の相続人の事業継続承認申請手数料
一件につき七千四百円

十 法第十九条第一項の規定に基づく温泉分析施設の登録の申請者
温泉分析施設登録申請手数料
一件につき五万円

第一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「温泉分析機関の」を「温泉分析施設の」に、「温泉分析機関登録申請手数料」を「温泉分析施設登録申請手数料」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第二条第一号中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改め、「含む。」の下に「、第六条第一項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第一項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二号中「第六条第一項（法第九条第二項）」を「第八条第一項（法第十一条第二項）」に改める。

附則

この条例は、平成十九年十月二十日から施行する。

（健康衛生領域業務グループ）

福島県条例第七十五号

福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福島県道路占用料徴収条例（昭和四十五年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（道路領域道路企画グループ）

福島県条例第七十六号

福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

福島県都市計画法施行条例（平成十一年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改め、同項第六号中「第十二条の五第七項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第四条第一項中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改める。

第五条中「第三十四条第八号の四」を「第三十四条第十二号」に改める。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第一号中「都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第八条とする。

第十条を第九条とする。

第十一条中「第九条」を「第八条」に改め、同条第二号中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同条第二十三号を同条第二十五号とし、同条第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第四十七条第五項」の下に

「（法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十九号とし、同条第十六号中「第四十七条第四項」の下に「（法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を同条第十八号とし、同条第十五号中「第三項」の下に「（法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を同条第十七号とし、同条第十四号中「（法）」の下に「第三十四条の二第二項及び」を加え、同条を同条第十六号とし、同条第十三号を同条第十五号とし、同条の次に次の一号を加える。

十四 法第四十三条第三項の規定による協議

第十一条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同条第十号中「（法）」の下に「第三十四条の二第二項及び」を加え、同条を同条第十一号とし、同条第九号中「（法）」の下に「第三十四条の二第二項及び」を加え、同条を同条第十号とし、同条第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第三十四条の二第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議

第十一条を第十号とし、第十二条を第十一条とする。

別表第一中「（第八条関係）」を「（第七条関係）」に改め、同表の三の項中「（法）」の下に「第三十四条の二第二項及び」を加え、同表の七の項中「第四十七条第五項」の下に「（法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。ただし、第九条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（都市領域都市計画グループ）

福島県条例第七十七号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次の一号を加える。

四 その者又はその者が県営住宅で同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員その他県営住宅の入居者の居住の平穩を著しく害するおそれのある者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

第五条の二第二項中「前条第一項各号」を「前条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第七条の見出し中「選考」を「選考等」に改め、同条第一項中「で第五条第一項に規定する資格を有するもの」を削り、「有資格申込者」を「申込者」に改め、同条第二号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者

を含む。以下同じ。)を削り、同条第二項中「有資格申込者」を「申込者」に、「公開抽せんの方法」を「公開抽選の方法」に、「入居者を決定し、入居を許可する」を「入居予定者を決定する」に改め、同条第三項中「有資格申込者」を「申込者」に、「前二項」を「前三項」に、「優先的に選考して県営住宅の入居者」を「知事が割当てをした県営住宅に、優先的に選考して入居予定者を定め、そのうちから県営住宅入居資格を調査して入居させるべき者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前項の規定により決定された入居予定者について、県営住宅入居資格(第五条第一項に規定する資格をいう。以下同じ。)を調査して入居させるべき者を決定し、入居を許可するものとする。

第八条第一項中「決定し、入居を許可する」を「決定する」に、「入居を許可する者のほかに」を「入居者のほかに、公開抽選の方法により、」に、「定めることができる」を「決定するものとする」に改め、同条第二項中「知事は、」の下に「前三項又は第四項の入居させるべき者の数が入居させるべき県営住宅の戸数に満たないとき又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「前項の」の下に「規定により決定された」を加え、「当該県営住宅の入居者」を「県営住宅入居資格を調査して入居させるべき者」に改める。

第十四条第一項第二号中「場合」の下に「又は第二十三条の二第一項の規定による請求があつた場合」を加える。

第十九条の次に次の二条を加える。

(同居の承認)

第十九条の二 県営住宅の入居者は、当該県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、前項の承認の申請に係る者が同居させようとする者が暴力団員等であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第十九条の三 県営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、知事の許可を受けて、引き続き、当該県営住宅に居住することができる。

2 知事は、前項の許可の申請に係る者又はその同居者が暴力団員等であるときは、同項の許可をしてはならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(県営住宅の明渡し)

第二十三条の二 知事は、県営住宅の入居者又はその同居者が暴力団員等であることが判明したときは、当該入居者に対して、県営住宅の明渡しを請求することができる。

2 県営住宅の入居者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

第二十八条第二項中「とき」の下に「又は第二十三条の二第一項の規定による請求を行ったとき」を加える。

第三十九条に次の一号を加える。

五 その者又はその者が特別県営住宅で同居しようとする親族が暴力団員等でないこと。

第四十条の見出し中「選考」を「選考等」に改め、同条第二項中「前条に規定する資格を有するもの」を削り、「有資格申込者」を「申込者」に、「入居者を決定し、入居を許可する」を「入居予定者を決定する」に改め、同条第二項中「入居者を決定し、入居を許可する」を「入居予定者を決定する」に改め、同条第三項中「有資格申込者」を「申込者」に、「前二項」を「前三項」に、「優先的に選考して特別県営住宅の入居者」を「知事が割当てをした特別県営住宅に、優先的に選考して入居予定者を定め、そのうちから特別県営住宅入居資格を調査して入居させるべき者」に改め、同項を同条第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前二項の規定により決定された入居予定者について、特別県営住宅入居資格(前条に規定する資格をいう。以下同じ。)を調査して入居させるべき者を決定し、入居を許可するものとする。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

五 暴力団員等であることが判明したとき(その同居者が暴力団員等であることが判明したときを含む。)

第四十六条中「第十八条」の下に「、第十九条の二、第十九条の三」を、「同条第二項」の下に「「前三項又は第四項」とあるのは「第四十条第三項又は第四項」と、を、「準用する第十条第三項」と」の下に「、「県営住宅入居資格」とあるのは「特別県営住宅入居資格」と」を加える。

第五十三条第一項第三号中「この条例」の下に「第二十三条の二第一項若しくは」を加える。

別表第一の一の表福島県営市海道団地の項を削る。

附 則

1 この条例は、平成十九年十二月一日から施行する。

2 改正後の福島県営住宅等条例(以下「改正後の条例」という。)第二十三条の二の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の条例第七条第三項若しくは第四項又は第八条第二項の許可を受けた者について適用し、施行日前に改正前の福島県営住宅等条例(以下「改正前の条例」という。)第七条第二項若しくは第三項又は第八条第二項の許可を受けた者については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第四十五条第一項第五号の規定は、施行日以後に改正後の条例第四十条第三項若しくは第四項又は改正後の条例第四十六条において準用する改正後の条例第八条第二項の許可を受けた者について適用し、施行日前に改正前の条例第四十条又は改正前の条例第四十六条において準用する改正前の条例第八条第二項の許可を受けた者については、なお従前の例による。

(建築領域建築住宅企画グループ)

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例（昭和二十六年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の九の表七の項中「又は第十二項ただし書」を、「第十二項ただし書」に改め、「含む。」の下に「又は第十三項ただし書」を加え、「用途地域」を「用途地域等」に改め、同表十九の項中「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の四第一項ただし書」に改め、同表四十六の項を四十八の項とし、四十五の項を四十七の項とし、四十四の項を四十六の項とし、四十三の項を四十五の項とし、同表四十二の項中「第八十六条第三項」を「第八十六条の二第三項」に改め、同項を同表四十四の項とし、同表四十一の項を四十三の項とし、四十の項を四十二の項とし、三十九の項を四十一の項とし、三十八の項を四十の項とし、三十七の項を三十九の項とし、三十六の項を三十八の項とし、三十五の項を三十七の項とし、三十四の項を三十六の項とし、同表三十三の項中「第六十八条の五の五第一項」を「第六十八条の五の六」に改め、同項を同表三十五の項とし、同表三十二の項中「第六十八条の五の四第二項」を「第六十八条の五の五第二項」に改め、同項を同表三十四の項とし、同表三十一の項中「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同項を同表三十三の項とし、同表三十の項中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同項を同表三十二の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>三十一 法第六十八条の五の二の規定に基づく認定の申請者</p>	<p>区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>二万七千円</p>
------------------------------------	---	--------------

第四十七条の九の表二十九の項を同表三十の項とし、同表二十八の項の次に次のように加える。

<p>二十九 法第六十八条の三第七項の規定に基づく認定の申請者</p>	<p>開発整備促進区の区域における建築物に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>二万七千円</p>
-------------------------------------	---	--------------

第四十七条の十三第一項第六号中「第四十二条第一項第五号」の下に「及び法第五十七条の二第二項」を加え、同項第七号中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第四項及び第五項第三号」に改め、「第五十六条の二第一項ただし書」の下に「、法第五十七条の四第一項ただし書」を、「第五十九条の二第一項」の下に「、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号及び第三項第二号」を、「第六十八条の三第四項」の下に

「、法第六十八条の五の三第二項」を加え、「並びに法第八十五条第三項及び第五項」を、「法第八十五条第三項及び第五項、法第八十六条第三項及び第四項並びに法第八十六条の二第二項及び第三項」に改め、同項第八号中「第五十七条第一項」の下に「、法第六十八条第五項」を、「第六十八条の四第一項」の下に「、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項及び第二項、法第六十八条の五の六」を、「第八十六条の六第二項」の下に「、法第八十六条の八第一項及び第三項」を加え、同項第十五号を第十六号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 法第五十七条の三第一項の規定による指定の取消しの申請の受理及び知事への送付

第四十七条の十三第二項第三号中「第十四号」を「第十五号」に、「第八号まで及び第八号の三」を「第十号まで及び第十二号」に改め、同項第四号中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第四項及び第五項第三号」に改め、「第五十六条の二第一項ただし書」の下に「、法第五十七条の四第一項ただし書」を、「第五十九条の二第一項」の下に「、法第六十八条第一項第二号及び第二項第二号」を加え、「並びに法第六十八条の七第五項」を、「法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項、法第八十六条第三項及び第四項並びに法第八十六条の二第二項及び第三項」に改め、同項第五号中「第五十七条第一項」の下に「、法第六十八条第五項」を、「第六十八条の四第一項」の下に「、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項及び第二項、法第六十八条の五の六」を加え、同項中第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号の三を第十二号とし、第八号の二を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 法第五十七条の二第一項の規定による指定の申請の受理及び知事への送付
七 法第五十七条の三第一項の規定による指定の取消しの申請の受理及び知事への送付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四十七条の九の改正規定（同条の表七の項に係る部分及び同表二十八の項の次に次のように加える部分に限る。）は、平成十九年十一月三十日から施行する。

（建築領域建築指導グループ）

福島県条例第七十九号

福島県租税特別措置法施行条例の一部を改正する条例

福島県租税特別措置法施行条例（平成十一年福島県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同条第二項の表三の項中「第二十条の二第十項又は第三十八条の四第二十項」を「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」に改める。

第二十一条中「第三十一条の第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二」に改め、同条第二項中「第三十一条の第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」に、「及び伊達市」を「、伊達市及び本宮市」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正前の福島県租税特別措置法施行条例第二条第二項に規定する事務に係る法令（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により本宮市長がした認定で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により本宮市長に対してなされた申請で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、知事がした認定又は知事に対してなされた申請とみなす。

（建築領域建築指導グループ）

福島県条例第八十号

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和四一年福島県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。
 第十七条第二項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「一部」の下に「（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（企業局経営管理グループ）

福島県条例第八十一号

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号）の一部を次のように改正する。
 第二十四条第二項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「一部」の下に「（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（病院局管理グループ）

福島県条例第八十二号

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。
 第十六条第一項中「同条第二項」を「同項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（交通規制課）